

第 16 回
幕別町・忠類村合併協議会
会 議 録

平成 1 7 年 1 月 2 8 日

幕別町・忠類村合併協議会

第16回幕別町・忠類村合併協議会

議事日程

第16回幕別町・忠類村合併協議会

(平成17年1月28日 9時30分 開会)

日程第1	開会	4分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	4分
日程第3	協議第14号 合併の期日について(再提案)	4分
日程第4	協議第21号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて (再提案)	5分
日程第5	協議第36号 住民自治充実のための取扱いについて(協議)	6分
日程第6	協議第11号 特別職の身分の取扱いについて(再々提案)	6分
日程第7	協議第37号 一部事務組合等の取扱いについて(協議)	8分
日程第8	協議第38号 事務組織及び機構の取扱いについて(協議)	9分
日程第9	協議第39号 町・字名の区域及び名称等の取扱いについて(協議)	10分
日程第10	協議第40号 消防組織の取扱いについて(協議)	11分
日程第11	協議第41号 環境衛生事業の取扱いについて(協議)	12分
日程第12	協議第42号 その他福祉事業の取扱いについて(協議)	12分
日程第13	協議第43号 その他事業の取扱いについて(協議)	13分
日程第14	協議第44号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて (新規提案)	14分
日程第15	第17回協議会の開催期日について	18分
日程第16	閉会	19分

会 議 録

第16回幕別町・忠類村合併協議会

1. 開催年月日 平成17年1月28日
2. 招集の場所 幕別町民会館2階講堂
3. 開会 1月28日 9時30分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (21名)
会 長 幕別町 岡田和夫
副会長 忠類村 遠藤清一
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨瀬太郎 佐々木芳男 多田順一
若原輝男 杉山勝彦 瀬上良明 吉村学 宮本真由美
忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 南山弘美 齊藤順教 帰山孝夫
村上富二 小原喜久雄 森徹 菅野由紀子
6. 欠席委員 (1名)
忠類村 加藤修治
7. 遅参委員 (1名)
幕別町 瀨瀬太郎
8. 幹事
幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
9. 専門部会
幕別町 総務課長 菅 好弘(総務部会長)
町民課長 熊谷直則(住民部会長)
農業委員会局長 長屋忠弘(農業委員会部会長)
幕別消防署副署長 佐藤勇(消防部会長)
忠類村 保健福祉課長 米川伸宣(保健福祉部会長)
議会事務局長 坂野松四郎(議会部会長)
10. 事務局
事務局長 金子隆司 事務局次長 上野寛
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
計画調整班長 原田雅則 計画調整班員 細澤正典 甲谷英司 西明正博
11. 協議
協議第14号 合併の期日について(再提案)
協議第21号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(再提案)
協議第36号 住民自治充実のための取扱いについて(協議)

- 協議第11号 特別職の身分の取扱いについて（再々提案）
- 協議第37号 一部事務組合等の取扱いについて（協議）
- 協議第38号 事務組織及び機構の取扱いについて（協議）
- 協議第39号 町・字名の区域及び名称等の取扱いについて（協議）
- 協議第40号 消防組織の取扱いについて（協議）
- 協議第41号 環境衛生事業の取扱いについて（協議）
- 協議第42号 その他福祉事業の取扱いについて（協議）
- 協議第43号 その他事業の取扱いについて（協議）
- 協議第44号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

12. 会議録署名委員の指名

忠類村 森徹 菅野由紀子

13. 傍聴人 （7人）

議事の経過

(平成17年1月28日 9時30分 開会)

[開会]

議長(岡田和夫) 皆さん、おはようございます。

何かとお忙しい中、そして寒さ厳しい中を、早朝より大変ご苦労様です。

早いもので、新しい年も明けて間もなく1月を過ぎようと致しております。

それでは、早速ではありますけれども、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、ただ今から、第16回幕別町・忠類村合併協議会を「開会」致します。

お手元の議事日程に従いまして、進めてまいりますので、よろしく願いを致します。議事日程と議案の綴りが、若干ずれている部分がありますので、ご了承いただければというふうに思います。

[会議録署名委員の指名]

議長(岡田和夫) 日程第2、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、忠類村の森委員、菅野委員を指名致します。

[諸般の報告]

議長(岡田和夫) 次に、事務局より諸般の報告を致させます。

事務局長。

○局長(金子隆司) 忠類村の加藤委員が欠席される旨、それと、幕別町の瀬瀬委員から遅参する旨のご連絡をいただいております。

以上です。

[協議第14号 合併の期日について]

議長(岡田和夫) それでは、協議に入りますけれども、再提案の協議項目につきましては、本日、提案・説明し、協議をいただくこととなりますので、よろしく願いを致します。

日程第3、協議第14号、「合併の期日について」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第14号、「合併の期日」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は2ページ、資料は3ページからになりますが、資料の方をご覧下さい。

合併の期日につきましては、昨年7月23日の第7回協議会におきまして、「合併議決以降における各種準備作業、特に、電算システムの統合に要する期間を考慮し、平成18年1月10日」と決定されたところでありますが、その後、国・道、NTTなどの関係機関との協議、あるいは業者からのプレゼンテーションの検討など、電算システム統合・ネットワーク構築にかかる事業実施計画の細部の詰めを行ってまいりましたところ、先ごろ、NTTのADSLサービスが忠類村において提供されることが決定したことに伴い、財政的な見地から、一部NTT回線の利用も視野に入れた実施や、これに伴う北海道総合通信局との補助事業の協議などにより、当初の予定に比べ、1カ月程度スケジュールのずれ込みが生じたことから、万全の体制をもって新町のスタートの日を迎えるため、合併の期日につきましても、1カ月ほど遅らせるものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『合併の期日は、平成18年2月6日とする。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第14号、「合併の期日について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第14号は、原案のとおり決定されました。

[協議第21号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第4、協議第21号、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第21号、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は3ページ、資料は5ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

農業委員会につきましては、「農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、現行の農業委員会を引き続き設置し、農業委員会を1つにする時期については、新町において調整する」と決定されたところでありますが、3町村から2町村の枠組みとなったことに伴い、農業委員会を1つにする時期を「平成20年7月に執行さ

れる選挙期日までを^{もくと}目途に、両農業委員会において協議し、調整する」とするものであります。

6 ページには、関係法令を載せておりますが、合併の方式が新設合併から編入合併になったことに伴い、従前どおり農業委員会を設置する特例を定めた法の根拠条項が、第 34 条第 1 項から第 2 項に変わるものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『2 町村の農業委員会については、農業委員会等に関する法律第 34 条第 2 項の規定を適用し、新町の農業委員会としてそれぞれ従前のおり存続する。ただし、平成 20 年 7 月に執行される農業委員会委員選挙期日までを^{もくと}目途に、統合にむけて両農業委員会において協議し、調整する。

なお、1 つの農業委員会とする時には、同法第 10 条の 2 第 2 項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとし、その定数については、新町において調整する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 21 号、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 21 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 36 号 住民自治充実のための取扱いについて

協議第 11 号 特別職の身分の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 5、協議第 36 号、「住民自治充実のための取扱いについて」は、前回、提案・説明を致しておりますので、本日、協議となりますが、総合支所に配置する助役の取扱いにつきまして、調整方針を変更させていただく必要が生じたことから、次の日程第 6、協議第 11 号、「特別職の身分の取り取扱い」についてと併せて提案・説明し、その後、一括して^{あわ}ご意見をいただいたのち、協議項目ごとに採決してまいりたいというふうに存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、異議がありませんので、協議第 36 号及び協議第 11

号を一括して議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 36 号、「住民自治充実のための取扱いについて」及び協議第 11 号、「特別職の身分の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

「住民自治充実のための取扱い」につきましては、議案書は 4 ページ、資料は 7 ページになりますが、資料の方をご覧ください。

本議件につきましては、先の第 15 回協議会に提案・説明させていただいたところではありますが、その後、北海道から、提案済の内容にあります、また以下の部分、「また、総合支所の長については、1 任期に相当する期間に限り、一般職の職員に代えて助役を置くものとする。」という表現が、地方自治法 175 条の「支所の長は事務吏員を以ってこれに充てる」という規定に抵触するおそれがあるとのこと指摘がありましたことから、北海道と協議のうえ、今回、本議件の修正提案をさせていただくとともに、これに関連して、「特別職の身分の取扱い」につきましても、再度提案をさせていただくものであります。

調整の内容と致しましては、先の提案時には、住民の意向を受け止める行政側の体制整備といった側面から、総合支所の統括責任者としての助役に関する記述を本協定項目に盛り込んだところではありますが、「一般職の職員に代えて」という部分が法に触れるおそれがあるということでありますので、この表現を削除した場合には、助役の設置及びその設置期間に関してのみの定めとなりますことから、これを「特別職の身分の取扱い」の中に記述するものであります。

なお、総合支所の長の取扱いにつきましては、事務組織機構や一般職の職の設置などの検討を通して、合併時まで決定されるものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議（仮称）を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。』と、するものであります。

次に、資料の 2 ページをお開き下さい。

常勤の特別職と致しまして、「1 任期に相当する期間に限り、忠類地域を担当する助役を置くものとする」という 1 項を追加するものであります。

議案書の 1 ページをご覧ください。

ただ今、申し上げました、助役に関する定めを第 1 項に加え、第 2 項以下を順次繰り下げるものであります。

議案書の 1 ページでありますけれども、調整方針と致しましては、

『1 1 任期に相当する期間に限り、忠類地域を担当する助役を置くものとする。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。
よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 36 号、「住民自治充実のための取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 36 号は、原案のとおり決定されました。

次に、協議第 11 号、「特別職の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 11 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 37 号 一部事務組合等の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 7、協議第 37 号から日程第 13、協議第 43 号までの 7 協議項目につきましては、前回、提案・説明を致しておりますので、本日は協議に入らせていただきます。

それでは、協議第 37 号、「一部事務組合等の取扱いについて」を議題と致します。
事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 37 号、「一部事務組合等の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 5 ページをご覧ください。

本議件につきましては、前回の協議会におきまして、提案・説明させていただいておりますので、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

『1 北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、十勝圏複合事務組合及び南十勝消防事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。

2 南十勝 3 町村複合事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に参加する。

3 南十勝介護認定審査会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退

する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 37 号、「一部事務組合等の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 37 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 38 号 事務組織及び機構の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 8、協議第 38 号、「事務組織及び機構の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 38 号、「事務組織及び機構の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 6 ページをご覧ください。

本議件につきましても、調整方針の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

『新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。

新町における事務組織・機構の整備方針

1 総括方針

新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構

住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構

住民の声を適正に反映することのできる組織機構

簡素で効果的な組織機構

新町建設計画を円滑に遂行^{すいこう}できる組織機構

指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構

地方分権に柔軟に対応できる組織機構

新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

2 個別整備方針

新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、2町村の現庁舎を有効活用する。

幕別町役場を本庁とし、忠類村役場を総合支所として設置する。

本庁は、町全体に係る施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌する。

総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する。

幕別町の支所、出張所は現行のまま存続する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第38号、「事務組織及び機構の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第38号は、原案のとおり決定されました。

[協議第39号 町・字名の区域及び名称等の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第9、協議第39号、「町・字名の区域及び名称等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第39号、「町・字名の区域及び名称等の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

本議件につきましても、調整方針の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

『1 幕別町の町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。

2 忠類村の字の区域及び名称については、次のとおり合併時に再編する。』

と、するもので、表につきましては、朗読を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がありませんので、協議第 39 号、「町・字名の区域及び名称等の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第 39 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 40 号 消防組織の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 10、協議第 40 号、「消防組織の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 40 号、「消防組織の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 8 ページをご覧下さい。

本議件につきましても、調整方針の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

『 1 大樹消防署忠類支署については、幕別消防署忠類支署とする。

2 消防団については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 忠類消防団については、現行のとおり東十勝消防事務組合に引き継ぐものとする。ただし、消防団の再編に向け、組織及び運営等について、新町において調整する。

(2) 報酬については、東十勝消防事務組合の例により、合併する年度の翌年度に統一する。

(3) 費用弁償については、東十勝消防事務組合の例により、合併時に統一する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がありませんので、協議第 40 号、「消防組織の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第 40 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 41 号 環境衛生事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 11、協議第 41 号、「環境衛生事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 41 号、「環境衛生事業の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 9 ページをご覧ください。

本議件につきましても、調整方針の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

- 『 1 町村営墓地及び火葬場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 ごみ収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、収集回数については、新町において調整する。
- 3 ごみ分別については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 ごみ処理手数料については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度から 5 年度以内に統一する。ただし、減免については、合併時に廃止する。
- 5 し尿収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 41 号、「環境衛生事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 41 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 42 号 その他福祉事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 12、協議第 42 号、「その他福祉事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 42 号、「その他福祉事業の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 10 ページをご覧ください。

本議件につきましても、調整方針の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

- 『 1 災害見舞金については、幕別町の例により、合併時に統合する。
災害弔慰金^{ちよういきん}については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 戦没者追悼式^{ついでう}については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 3 福祉バスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、対象については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 4 社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。また、団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し調整に努めるものとする。
- 5 生活困窮世帯見舞品及び遺児援護金給付金については、幕別町の例により、合併時に再編する。
- 6 温泉入浴割引事業については、合併時に廃止する。ただし、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ 236 においても町民割引サービスを実施できるよう協力を要請する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 「その他福祉事業の取扱いについて」の説明が終わりました。
ご意見を、お伺い致します。

ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 42 号、「その他福祉事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 42 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 43 号 その他事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 13、協議第 43 号、「その他事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 43 号、「その他事業の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 11 ページをご覧ください。

本議件につきましても、調整方針の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

す。

- 『 1 行政改革及び行政評価については、新町において速やかに取り組むものとする。
- 2 投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 3 地籍調査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 指定金融機関等については、幕別町の指定金融機関及び収納代理金融機関は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、忠類村の収納事務取扱金融機関のうち忠類村農業協同組合については、新町の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。
- 5 総合計画については、新町建設計画を基調とした計画を新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。
ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 43 号、「その他事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 43 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 44 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 14、協議第 44 号は、新規提案項目でありますので、本日は、提案・説明とし、協議は、次回に行います。

それでは、協議第 44 号、「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 44 号、「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 12 ページ、資料は 8 ページからになります。

本協定項目につきましては、「新町名称選考及び議会議員の定数任期小委員会」に付託され、4 月以降、各町村の議会において継続的に検討が行われ、それぞれの議会で取りまとめられた内容をすり合わせる段階になりまして、更別村の脱退によりまして、審議が打ち切られた経過があります。

その後、2町村による協議が再スタート致しました11月29日の協議会において、合併の方式が編入合併に決定されとことを受け、再度両議会において、議会議員の定数任期のあり方について検討が重ねられたところではありますが、今回の調整方針につきましては、両議会において協議が整いました内容に基づいて、提案をさせていただきます。

調整の内容につきましては、1点目と致しまして、合併特例法に基づく在任特例を適用するものであります。

2点目と致しましては、合併後最初に行われる一般選挙につきましては、新町の定数を20人としたうえで、2町村を単位とする選挙区を設けることとし、その選挙区定数を幕別町18人、忠類村2人とするものであります。

(幕別町 瀬瀬太郎委員入場 9:55)

9ページ、10ページには、関係法令を、11ページには先進事例を載せております。

議案書の12ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

『1 忠類村の議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、幕別町の議会の議員の残任期間に限り、引き続き幕別町の議会の議員として在任するものとする。

2 合併後最初に行われる一般選挙については、定数を20人として2町村を単位とする選挙区を設けるものとし、選挙区ごとの定数については、幕別町18人、忠類村2人とする。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 事務局からの説明が終わりましたが、ここで、本保委員から発言の申し出がありますので、これを許します。

本保委員。

委員(本保証喜) それでは、お許しをいただきましたので、私の方から、幕別町議会におけます、本協定項目に対する考え方並びに本日提案されました調整方針の内容に至った経緯^{けい}につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、昨年3月に本協議会に小委員会が設置され、以後、それぞれの議会におきまして、新町の議員定数、選挙区の設置、合併特例法に定める特例の扱いなど、幅広い観点から議論を重ねてきたところでありました。

その後、更別村の脱退により2町村の枠組みとなり、さらには、合併の方式が新設合併から編入合併となりましたことから、2町村の議会におきましては、先月初めから再度、定数・任期等のあり方につきまして、論議を深めてきたところであります。

本協定項目を協議するうえでの論点と致しましては、大きく3点ほど考えられるところでもあります。

1点目は、定数を何人とするかです。

2点目は、選挙区を設けるかどうかということです。

そして3点目は、合併特例法の特例を使うかどうかということです。

私ども幕別町議会におきましては、今、申し上げました論点のうち、1点目の定数と2点目の選挙区に関する考え方につきましては、当初から何ら変わることなく、^{けんかい}見解の一致をみたところでもあります。

と言いますのは、合併は最大の行政改革と良く言われておりますように、私どもと致しましては、まず、^{みづか}議会自らが^{はん}行革の範を示すべきということでもあります。このため、議会としての機能を保持しつつ、可能な限り定数を^{おさ}抑えることに意を注いだところでもあります。

また、選挙区に関しましては、かつては3町村、今は2町村の枠組みとなりましたが、この枠組みを構成する町村の規模に大きな開きがありますことから、人口の少ない村にとりましては、合併後急激に議員数が減少することにより、地域の声が届きにくくなったり、ひいては、地域が衰退してしまうのではないかと、こういった心配を抱えることになると思われますことから、少しでもこの不安や懸念^{けねん}を解消するため、旧町村を単位とした選挙区を設置し、一定の議員数を確保することが^{かんよう}肝要ではなからうかと考えるところでもあります。

このように、定数の抑制と選挙区の設置の2点につきましては、合併の方式に関わらず、従来から最優先すべき^{せんたくし}選択肢として^{とら}捉えていたところでもあります。

こうした中、昨年11月29日の第13回協議会におきまして、合併の方式が編入合併に決定されましたことによりまして、従来からの2つの選択肢に加え、編入される側にたった定数・任期のあり方について、議論を深めてきたところでもあります。

すなわち、編入合併となったことにより、特例を使わない限りは、編入される忠類村の議員は全員失職し、村民の思い^{たく}を託すべき議会議員がいなくなるということでもあります。

11月29日の協議会では、忠類村からのご提案により、合併の方式の調整方針の中に、「合併協議においては新たなまちづくりのパートナーとして認め、^{ごけいごじょう}互惠互譲の精神を持ちつつ対等の立場で協議を行う」ことや、「合併後の新町においては、住民の融和、新町の一体感の醸成及び新町全体の^{きんこう}均衡ある発展に努める」ということが明記されておきまして、私ども幕別町民と致しましても、これと全く意を同じくするものでありますが、編入される忠類村民の胸中には、村が無くなってしまうことへの無念さや、合併への期待感・不安感^{こうさく}が交錯し、私どもには計り知れない複雑^{はか}な思いを^{いだ}抱いている方が、数多くおられるものと推察されるものであります。

私どもと致しましては、このような村民の皆さんの思いを少しでも^{やわ}和らげること

ができるとするならば、それは新町がスタートして、ある程度、新町の行政が軌道に乗るまでの間、住民と行政とをつなぐパイプ役としての議員の存在であろうと、このように思うわけでありませう。

また、議員の職責という側面からみますと、幕別町の議員はもちろんのこと、忠類村の議員の皆さんにとりましては、合併協議で決められた調整方針が予算や条例という形で確実に具現化されることを見定める責務があると思われたいわけでありませう。

このため、最低でも定例議会が1回りするまでの期間について、忠類村の議員の皆さんは、ひとつ責任をもって、建設計画の実現や事務事業の調整結果に関わる条例の審議に携わっていただくべきとの考え方で一致をみたところでありませう。

私ども幕別町議会と致しましては、ただ今、申し上げました3点にわたる考え方を、忠類村議会にお示しをし、ご理解をいただきましたので、会長と相談をさせていただきまして、本日の提案内容となったものでありませうので、この旨をご理解賜りますよう、お願いを申し上げ、若干長くなりましたけれども、説明とさせていただきますものでありませう。

以上でありませう。

議長（岡田和夫） ありがとうございます。

幕別町、忠類村、それぞれの議会での検討、そして、調整を経て、本日の調整方針になった旨の報告をいただきました。

ほかに、ご質問等ございましたら、お受け致します。

多田委員。

委員（多田順一） 質問ではなく、本協定項目の協議の進め方について、意見と提案をさせていただきたいと思われたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（岡田和夫） どうぞ。

委員（多田順一） ただ今の事務局の提案・説明、そして本保委員からご報告をいただき、この調整方針に至った両議会の考えを十分理解致しました。

そこで、提案をさせていただきたいと思われたいと思いますが、両議会が時間をかけて話し合いを続けられたことでありませうし、現在の厳しい行財政状況の中、議会議員の皆さん自らが定数削減の英断をなされたこと。

もう一つは、編入合併という忠類村の議員の皆さんは、やはり、村民の皆さんの不安を和らげ、福祉向上のために、一定の期間は議員活動を続ける必要があると思われたいこと。

そして、幕別町の議会議員ともども一丸となって、新町の一体性確保のために、ご尽力いただきたいと、ご期待するところでありませう。

このようなことから、私としては、次回を待つまでもなく、本日、協議をしていただいても、かまわないのではないかと考えるところでありませう。

おそらく、他の委員さん方も同じ思いを抱いていると思われたいので、よろしく

お取り計らいいただければと思います。

議長（岡田和夫） ありがとうございます。

ただ今、多田委員から、次回に協議するのではなく、本日、協議をしてはどうかという、ご提案をいただきました。

この件に関しまして、ほかに、ご意見等ございませんでしょうか。

ほか、ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、お諮り^{ほか}をさせていただきますけども、ほかに、ご意見がありませんので、今、多田委員からお話がありましたように、協議第 44 号、「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、次回ではなく、本日、協議と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、本日、協議をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、早速でありますけれども、本協議第 44 号について、ご意見等がありましたら、お受け致したいと思います。

ございませんか。

よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ご意見がありませんので、協議第 44 号、「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 44 号は、原案のとおり決定されました。

[第 17 回協議会開催期日]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 15、「第 17 回協議会の開催期日」につきましては、2月3日、木曜日、午前 10 時から、忠類村コミュニティセンターにて開催を致します。

後日、文書にて、ご案内申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

この際でありますから、委員の皆さんから、何かご意見等がございましたら、お受けを致したいと思いますが、何かありますか。

よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） 特に、事務局からも連絡事項は、ないということでございます。

[閉会]

議長（岡田和夫） これで本日の日程は、すべて終了を致しました。

次回は、最後の協議項目であります「新町建設計画について」の協議となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、第16回幕別町・忠類村合併協議会を「閉会」致します。

どうも、ありがとうございました。

10:10 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成17年2月14日

議長（会長） 岡田 和夫

署名委員 森 徹

署名委員 菅野 由紀子